

## 大和市つる舞の里歴史資料館条例 逐条解説

### (趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、つる舞の里歴史資料館の設置、管理等について必要な事項を定めるものとする。

### 【趣旨】

本条は、条例制定の趣旨を示している。

### 【解説】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条では、地方公共団体が条例により教育機関を設置することができる」と規定されており、つる舞の里歴史資料館は同規定に基づき設置される。本条例は、つる舞の里歴史資料館の設置、管理等について必要な事項を定めるものである。

### [参考]

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第30条」

「第30条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。」

### (設置)

第2条 本市は、地域における歴史資料を収集し、保管し、及び展示するとともに、その歴史資料を調査研究することにより、市民の郷土に対する認識を高めるため、つる舞の里歴史資料館（以下「資料館」という。）を設置する。

2 資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 大和市つる舞の里歴史資料館
- (2) 位置 大和市つきみ野七丁目3番地2

### 【趣旨】

本条は、資料館の設置について定めている。

### 【解説】

#### <第1項関係>

市は、地域における歴史資料を収集し、保管し、及び展示するとともに、その歴史資料を調査研究することにより、市民の郷土に対する認識を高めるために資料館を設置する。

#### <第2項関係>

名称は大和市つる舞の里歴史資料館とし、位置は大和市つきみ野七丁目3番地2とする。

### (事業)

第3条 資料館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域における歴史資料の収集及び調査研究に関すること。
- (2) 収集した資料の保管に関すること。
- (3) 資料の展示及び郷土文化の向上のための啓発活動に関すること。
- (4) その他資料館の目的を達成するために必要なこと。

### 【趣旨】

本条は、資料館が行う事業を定めている。

### 【解説】

資料館が実施する事業は、(1) 地域における歴史資料の収集と調査研究、(2) 資料の保管、(3) 資料の展示、啓発活動、(4) その他資料館の目的を達成するために必要なこと、の4つである。

(職員)

**第4条 資料館に、事務職員その他必要な職員を置く。**

【趣旨】

本条は、資料館に置く職員について定めている。

【解説】

資料館を含む学校以外の教育機関に置く職員については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第31条第2項の規定により法律又は条例で定めることとされているため、本条により事務職員その他必要な職員を置くと定めている。

[参考]

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第31条」(部分)

「第31条

2 前条に規定する学校以外の教育機関に、法律又は条例で定めるところにより、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。」

(観覧料)

**第5条 資料館の観覧は、無料とする。ただし、資料館を利用する者(以下「利用者」という。)は、特別な企画の展示が行われている場合において、当該展示に係る資料を観覧しようとするときは、市長がその都度定める観覧料を納付しなければならない。**

**2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項ただし書の観覧料を減免することができる。**

**3 既納の観覧料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。**

【趣旨】

本条は、資料館の観覧料について定めている。

【解説】

<第1項関係>

資料館の観覧は通常無料であるが、特別な企画の展示が行われている場合は、その都度市長が定める観覧料を納付しなければならない。

<第2項関係>

市長が特に必要があると認めるときは、前項の観覧料を減免することができる。つる舞の里歴史資料館条例施行規則第3条では、市が主催する行事等の参加者が行事等の一環として観覧する場合と、市長が特に認めた者が観覧する場合のいずれかに該当する場合、観覧料を減免できると定めている。

[参考]

「つる舞の里歴史資料館条例施行規則 第3条」

「第3条 条例第5条第2項の規定により観覧料を減免できる場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 市が主催する行事等に参加する者が、当該行事等において観覧しようとするとき。

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者が観覧しようとするとき。」

<第3項関係>

一度納められた観覧料は還付されない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、その全部または一部を還付することができる。つる舞の里歴史資料館条例施行規則第4条では、観覧料を納付し

た者の責任ではなく観覧することができない場合に還付することができる」と定めている。

[参考]

「つる舞の里歴史資料館条例施行規則 第4条」

「第4条 条例第5条第3項ただし書の規定により還付することができる場合とは、観覧料を納付した者の責めによらない理由により観覧することができない場合とする。」

(入館の制限)

第6条 市長は、他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある者その他管理上支障があると認められる者に対しては、入館を拒むことができる。

【趣旨】

本条は、資料館の入館の制限について定めている。

【解説】

市長は、他人に危害や迷惑を及ぼすおそれのある者、管理上支障があると認められる者の入館を拒むことができる。

(損害賠償)

第7条 利用者は、資料館の施設、設備、資料等を損傷し、又は亡失したときは、市長の指示に従いこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損傷又は亡失がやむを得ない理由によるものであると市長が認めたときは、この限りでない。

【趣旨】

本条は、利用者の原状回復義務と損害賠償責任について定めている。

【解説】

利用者が、資料館の施設、設備、資料等を損傷し、又は亡失したときは、やむを得ない理由があると市長が認めた場合以外は、市長の指示に従って原状に回復するか、損害を賠償しなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

本条は、規則への委任について定めている。

【解説】

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。